



環境省

地域脱炭素に貢献する ESD推進を通じた人材育成

2021年 12月

環境省 大臣官房総合政策課
環境教育推進室 浅原堅祐



1. 脱炭素社会を巡る動き

2. 政策の推進とESD推進ネットワークへの期待

国連気候変動枠組条約第26回締約国会合（COP26）結果概要

- COP26が10月31日～11月13日、英国・グラスゴーで開催された。
- 国連気候変動枠組条約交渉では、我が国も積極的に交渉に貢献し、パリ協定6条（市場メカニズム）をはじめとする重要な交渉議題で合意に至り、パリ協定ルールブックが完成。歴史的なCOPとなった。
- 最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボン・ニュートラル及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める内容となっている。



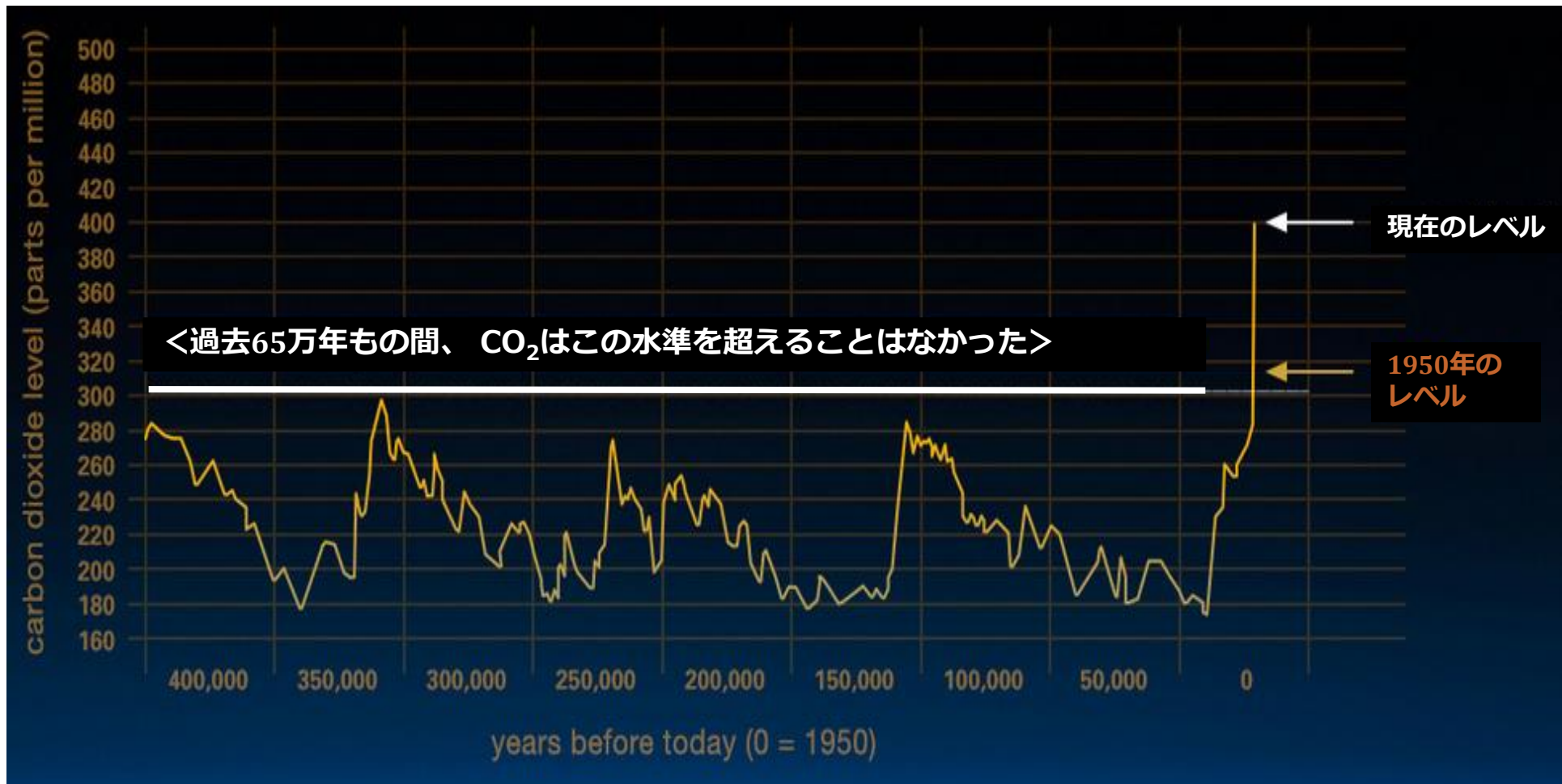
世界リーダーズ・サミットで演説を行う岸田総理
官邸HPから引用。



COP26決定文書採択の瞬間
UNFCCC事務局HPから引用。

地球温暖化の現状

- 産業革命以降、大気中のCO₂の平均濃度は急上昇。
- 経済活動等を通じた人為起源のCO₂排出量の急増が主因とされ、これに伴い世界の平均気温も上昇傾向にある。



(出所) アメリカ航空宇宙局 (NASA) ホームページ (<https://climate.nasa.gov/evidence/>) より環境省一部加工

- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が第6次の評価報告書を作成中。2021年8月に気象科学等の自然科学的根拠を取り扱う第I部会の報告書が公表。

■ <政策決定者向け要約のポイント>

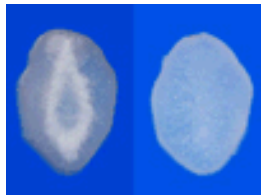
- 「人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは**疑う余地がない**」と報告書に記載され、**人間の活動が温暖化の原因であると初めて断定的な表現とされた。**
- 世界の国々を地域別に評価を行い、極端現象（極端な高温、大雨など）が増加している観測データを得るとともに、その変化は人間の影響が関係している可能性が高いことが示された。
- 世界平均気温は、本報告書で考慮した全ての排出シナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが示された。**温室効果ガスの排出の増加を直ちに抑え、その後大幅に減少させるシナリオ**においては、**21世紀末に地球温暖化は約1.5℃未満に抑えられる可能性が高い。**
- 極端な高温や大雨などが起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加すると予測される。また、**気温上昇を2℃と比べて1.5℃に温暖化を抑えることで、これらの極端現象の頻度等を抑制しうる。**

既に起こりつつある/近い将来起こりうる気候変動の影響

農林水産業

高温による生育障害や品質低下が発生

- 既に全国で、白未熟粒（デンブンの蓄積が不十分なため、白く濁って見える米粒）の発生など、高温により品質が低下。



しろみじゅくりゅう
図 水稻の「白未熟粒」(左)と「正常粒」(右)の断面

(写真提供：農林水産省)

- 果実肥大期の高温・多雨により、果皮と果肉が分離し、品質が低下。



うきかわ
図 うんしゅうみかんの浮皮
(写真提供：農林水産省)

自然生態系

サンゴの白化
ニホンライチョウの生息域減少

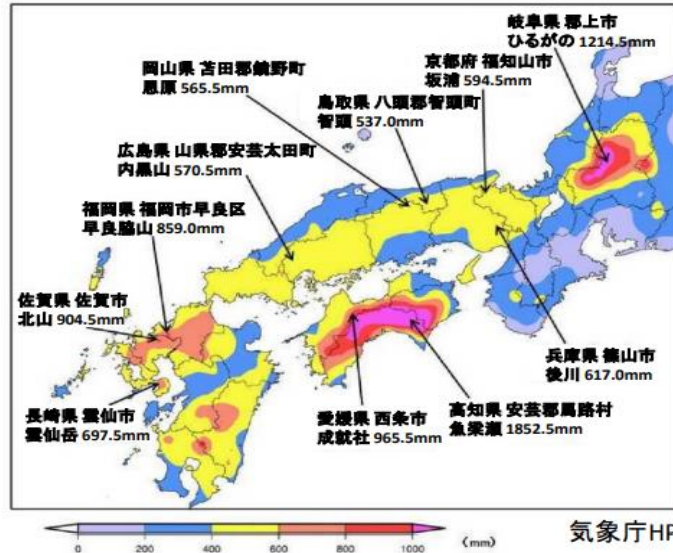


図 サンゴの白化
(写真提供：環境省)

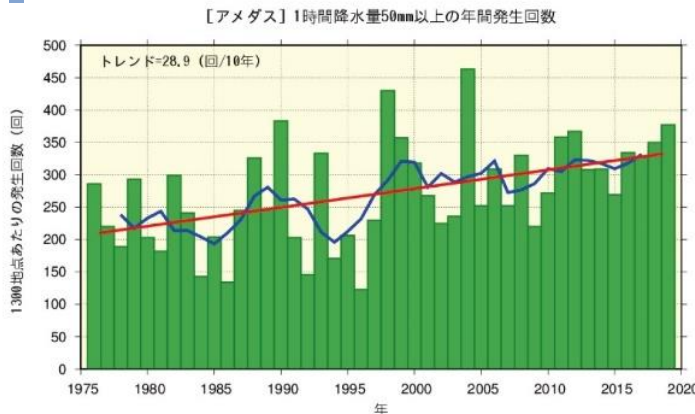
図 ニホンライチョウ
(写真提供：環境省)

自然災害

平成30年7月、
西日本の広い範囲で記録的な豪雨



短時間強雨の観測回数は増加傾向が明瞭

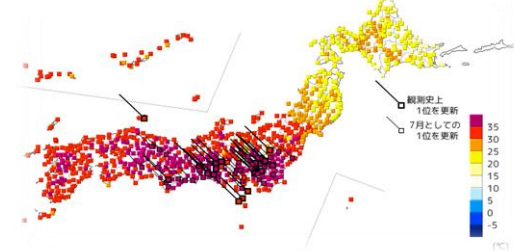


(出典：気候変動監視レポート2019 (気象庁))

健康 (熱中症・感染症)

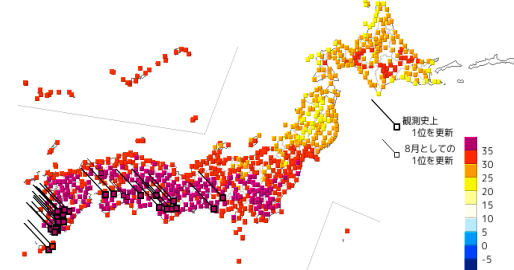
平成30年7月
埼玉県熊谷市で観測史上最高の41.1℃を記録
7/16-22の熱中症による救急搬送人員数は過去最多

2018年7月23日
の日最高気温
(出典：気象庁)



令和2年8月
静岡県浜松市で観測史上最高に並ぶ41.1℃を記録

2020年8月17日
の日最高気温
(出典：気象庁)



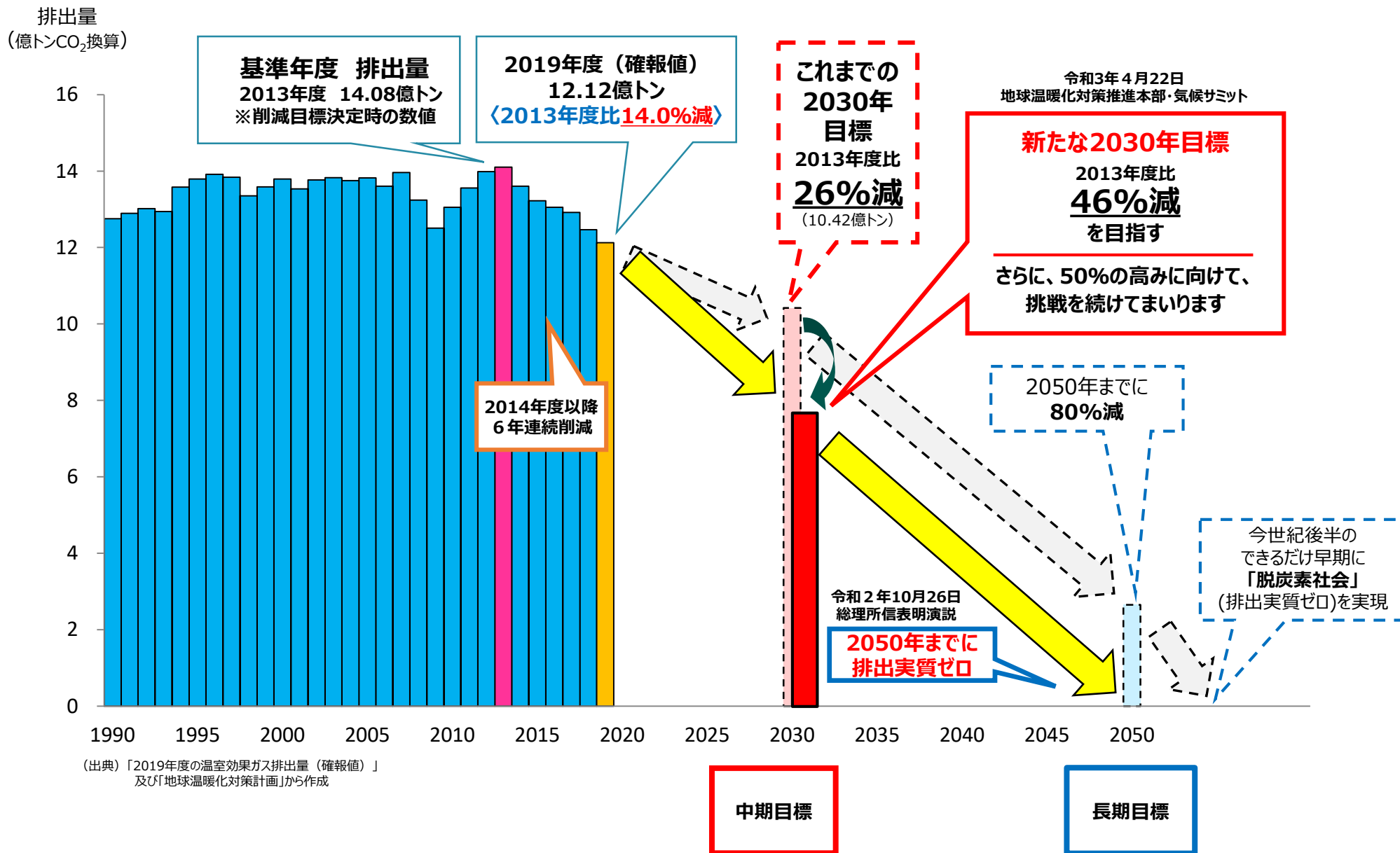
デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布北上



図 ヒトスジシマカ

(写真提供：国立感染症研究所
昆虫医科学部)

新たな我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標

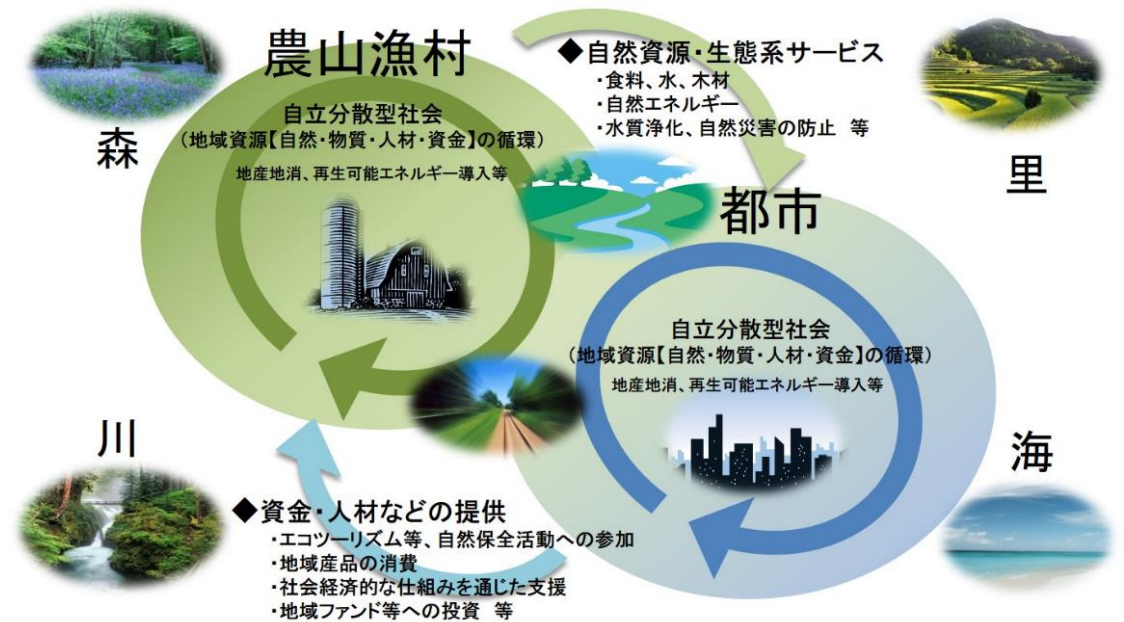
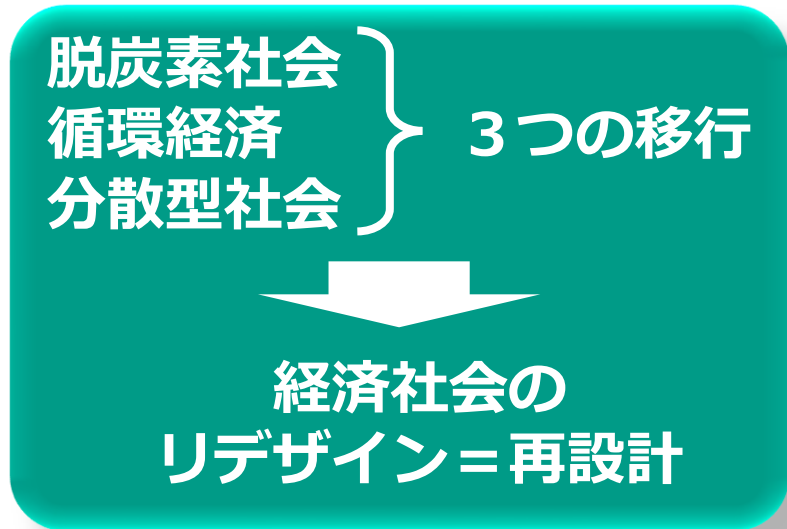


地域の活力が最大限に発揮されることを目指す

- 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
- 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

第五次環境基本計画（閣議決定）

- ✓環境・経済・社会の統合的向上
- ✓あらゆる観点からイノベーションを創出
- ✓幅広いパートナーシップを充実・強化



地域の活性化・持続可能な地域

地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～

<キーメッセージ>

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① 一人一人が主体となって、**今ある技術**で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源の最大限**に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決に貢献**できる

経済・雇用

再エネ・自然資源
地産地消

快適・利便

断熱・気密向上
公共交通

循環経済

生産性向上
資源活用

防災・減災

非常時のエネルギー源確保
生態系の保全

- ✓ 我が国は、限られた国土を賢く活用し、面積当たりの太陽光発電を世界一まで拡大してきた。他方で、**再エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積**（コスト・適地確保・環境共生など）。国を挙げてこの課題を乗り越え、**地域の豊富な再エネポテンシャルを有効利用していく**
- ✓ 一方、環境省の試算によると、約9割の市町村で、**エネルギー代金の域内外収支は、域外支出が上回っている**（2015年度）
- ✓ 豊富な再エネポテンシャルを有効活用することで、地域内で経済を循環させることが重要

地域脱炭素ロードマップの全体像（脱炭素先行地域づくりと重点対策）

今後の5年間に政策を総動員し、**人材・技術・情報・資金を積極支援**

① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる

② **全国で、重点対策**を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）

2020

2025

2030

2050

5年間の集中期間に政策総動員

脱炭素先行地域づくり

- 民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロまで削減。また、運輸部門や燃料・熱利用等についても、国全体の削減目標と整合するレベルに削減。
- IoT等活用し、取組進捗や排出削減を評価分析し、透明性を確保。

重点対策

- ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
- ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導
- ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ⑤ ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電力×EV/PHEV/FCV）
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

全国で多くの脱炭素ドミノ

2050年を待たずに

脱炭素で強靱な活力ある地域社会を全国で実現

ロードマップの実践のための今後と取組

- 地球温暖化対策計画、長期戦略等に反映し、国・自治体・地域企業等が一丸となって速やかに実践
- 地球温暖化対策計画の進捗管理の一環として継続的に実施
- 国と地方が様々な場を通じて継続的な意見交換

★**基盤的施策** ① 継続的・包括的支援 ② ライフスタイルイノベーション ③ 制度改革

1. 脱炭素社会を巡る動き

2. 政策の推進とESD推進ネットワークへの期待

持続可能な開発のための教育（ESD）とは

ESD = Education for Sustainable Development

人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、
気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、
人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、
各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから
取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな
価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を
実現していくことを目指して行う学習・教育活動



文部科学省「ESDクエストキャラクター」
環境省ESDキャラクター「はぐくん」
コラボキャラクター

(ESD第2期国内実施計画（R3.5 持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議）から抜粋)

SDGs実現に向けた人づくり

ESD推進に関する主要な政策等（SDGs、教育・環境政策）

SDGs

SDGs 目標4「質の高い教育をみんなに」のTarget4.7にESD（**持続可能な開発のための教育**）が位置づけ。

小中学校新学習指導要領（H29.3公示）

新学習要領の前文及び総則に、一人一人の児童(生徒)が、「**持続可能な社会の作り手となることができるようにする**」などが明記。

SDGs実施指針（R1.12改定）

「**持続可能な社会の創り手**」を育成するという観点から、教育は、〔中略〕地域や世界の諸課題を自分ごととして考え課題解決を図る人材の育成に寄与し、**SDGsの17全てのゴールの達成の基盤を作る**という極めて重要な役割を担っている。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）

目的（法1条）

持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定。

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日）（抄）

4-2. グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション

(3) 脱炭素の意識当行動変容の発信・展開

③ 脱炭素に関する環境教育【環境省・文部科学省】

国及び地方自治体は、環境教育等促進法及びその基本方針並びに第2期ESD国内実施計画に沿って、研修や手引きを活用した教育者の育成、ユネスコスクール等の先進的なESD実施モデルの水平展開、地域と学校が協力したESD実施の促進、支援ネットワークの整備・運用を行う。

第6節 脱炭素型ライフスタイルへの転換 （環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進）

地球温暖化問題の解決には、国民一人一人による日々の生活における取組が非常に重要であり、ライフスタイルの転換が必要である。その推進のためには、知識を伝えるだけではならず、学習者が、地球温暖化について現状や人間活動との関係を理解し、自らの課題として身近なところから行動することを目指した学習支援が重要である。

我が国が提唱したESDについては、国際的には、持続可能な社会の創り手の育成を通じてSDGsの全てのゴールの実現にESDが寄与すること等を示した新たな国際枠組み「ESD for 2030」が、2019年12月の国連総会において採択され、2021年5月に開催された「ESD世界会議」を契機に本格始動している。国内においても、「ESD for 2030」の理念を踏まえつつ、オールジャパンで我が国のESDを推進するため、環境省と文部科学省が中心となり、2021年5月に「ESD国内実施計画」を策定したところである。

世界の潮流も踏まえて策定したこのESD国内実施計画等により、環境教育の政策的位置付けを明確にしつつ、学習の機会や場など学習環境の整備、指導者の育成、ユースや地域に着目した活動促進について、教育機関・地方公共団体、NPO・NGO、企業、研究機関、住民・個人等の多様な関係者の協力も得ながら具体的な取組を推進する。

これらを踏まえ国民一人一人の理解と行動変容の促進及び環境教育の推進のため以下の取組を実施する。

セ 環境教育の実施者を支援する「**ESD推進ネットワーク**」を整備・運用する。

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日）（抄）

8. 人材育成（1）教育

気候変動問題の解決に向けては、教育による価値観の醸成と解決に資する実践行動を継続することが重要である。2019年12月の第74回国連総会において、国際推進枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」が採択され、気候変動問題等の人間活動に起因する諸課題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、解決に繋がる価値観や行動の変容をもたらし、持続可能な社会の実現を目指す教育を推進することとされた。我が国では、ESD for 2030の国内展開に向けて、関係11府省庁で構成する持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議が、**2021年5月に「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画（第2期国内実施計画）」**

（令和3年5月31日持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議決定）を策定した。同計画に基づき、ESDの推進及び経済・社会・環境の三側面の調和を念頭においた環境教育を着実に推進する。特に、ユネスコスクールをはじめとする学校での活動を通じ、児童・生徒・学生や教員の環境保全・気候変動問題に対する意識や関心の向上を図るとともに、ユネスコスクールの活動及び学校間のネットワークの質の確保を図る。また、学校と地域とのコラボレーションを推進し、地域ぐるみの環境活動を促進する。さらに、社会全体に気候変動問題の解決に向けた行動を定着させていくため、多様な主体のパートナーシップ形成を支援する。

文部科学省との連名通知

「気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実について（通知）」

趣旨

6月2日（水）に改正温対法が成立し公布されたことを受け、**環境省と文部科学省の連名で、全国の教育委員会等に対し、地球環境問題に関する教育の充実について通知を発出**

概要

学校教育における環境教育の位置付けや、取り組む際の留意点、関連施策、SDGsや脱炭素社会実現など、地球環境問題に関する国内外の動きを踏まえた指導に資する最新の情報、地域における環境教育の展開のポイントなどを示している。

ESD・ESD推進ネットワーク関連

1. 学校における環境教育の充実

（3）地球環境問題に関する国内外の動きを踏まえた指導の実施

地球環境問題に関する指導を行うに当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な動きや、我が国における2050年までに脱炭素社会、循環型社会や自然共生社会の実現を目指す動きなど、**国内外の動きにも触れながら児童生徒の学びを深めていくことが重要です。**

また、環境教育に関する国際的な取組として、環境や気候変動も含む地球規模の諸課題の解決やSDGsの実現に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための「持続可能な開発のための教育」(ESD)や、「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(GLOBE) などがあり、これらを適宜踏まえたり活用したりしながら環境教育の充実を図ることも考えられます。

さらに、文部科学省と環境省が共同して、ESDに関する多様な主体が参画するESD推進ネットワークのハブを担う「ESD活動支援センター」を整備・運営している。（参考）ESD活動支援センター <https://esdcenter.jp/regional/>

（5）多様な主体との連携・協働

地球環境問題について指導する際には、児童生徒が学校外の様々な主体と接点を持ち、地球環境問題を巡る課題や現在行われている取組について学びを深めていくことが重要になります。児童生徒が多様な機会を得ることができるよう、社会全体で取組を進めることが重要であり、**地域住民、大学、NPO、産業界等の多様な主体と連携・協働を図りながら、取組を進めていくことが求められます。その際、ESD活動に取り組む様々な主体の取組を支援し連携を促進する等の目的で文部科学省と環境省が共同運営するESD推進ネットワークに相談したり、地球温暖化対策推進法に基づき、各地方公共団体から指定等された「地域地球温暖化防止活動推進センター」や「地球温暖化活動推進員」等を活用したりすることも考えられます。**

3文科初第329号
環政総発第2106012号
令和3年6月2日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各公立大学法人の長
小中等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省総合教育政策局長
義本博司

文部科学省初等中等教育局長
瀧本寛

環境省総合環境政策統括官
和田篤也

気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する
教育の充実について（通知）

気候変動問題をはじめとした地球環境問題は、世界全体の喫緊の課題となっています。

我が国でも、別添1のとおり、本年6月2日に地球温暖化対策の推進に関する法律の改正が行われ、2050年までに、脱炭素社会（人の活動によって発生する温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの吸収量との間に均衡が保たれている社会（カーボンニュートラル））の実現を目指すこととされるなど、気候変動対策を進めています（地球環境問題に関する国内外の主な動き等を、別添2にまとめていますので参考にしてください。）。

脱炭素社会の実現に向けては、国民・国・地方公共団体・企業など、あらゆる主体の取組が不可欠であるため、国民一人一人のライフスタイルを脱炭素型へと転換していくことが重要であり、持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが、地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動をとることができるよう、地球環境問題に関する教育（以下「環境教育」という。）を今後ますます充実していくことが求められます。

2. 地域等における環境教育の充実

（1）地域等における環境教育の充実

環境教育を活性化していくためには、地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を展開し、地域住民の意識を高めていくことが重要です。このため、多様な体験活動の場や機会の充実を図ることが大切です。**教育委員会、環境部局、地域の団体や社会教育施設等の多様な主体が連携し、様々な活動を通して子供たちはもとより幅広い年齢層に対して普及・啓発活動を行っていくことが重要です。また、全国8か所のESD地方活動支援センターに、地域の实情に応じた環境教育の助言や支援を相談することもできます。**

文科省における 「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂

趣旨

地球環境問題に関する昨今の状況を踏まえ、学習指導要領解説における**地球環境問題に関する記述に脱炭素社会の実現等に係る記述を加える**ことで、各学校における地球環境問題に関する指導の充実を図るもの。

概要

2. 学校種、教科・科目等

- 児童生徒の発達段階等も踏まえ、脱炭素社会の実現等の内容について扱う親和性の高い単元等において記述を追加。

学校種	教科	科目	扱う単元等
中学校	理科◎	—	エネルギーとエネルギー資源
			自然環境の調査と環境保全
高等学校	理科	地学基礎○	地球環境の科学
		科学と人間生活○	材料とその再利用
		生物	生態系と人間生活
	地理歴史	地理総合◎	国際理解と国際協力（地球的課題と国際協力）
		地理探究	現代世界の系統地理的考察（資源、産業）

※◎：必履修、○：選択必履修

3 文科初第 933 号
令和 3 年 8 月 2 6 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
小中等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

「中学校学習指導要領解説」及び「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂について（通知）

この度、地球環境問題に関する教育の一層の充実を図るため、平成 29 年 7 月に公表した「中学校学習指導要領解説」のうち理科編の一部を、また平成 30 年 7 月に公表した「高等学校学習指導要領解説」のうち地理歴史編及び理科編の一部を、別添のとおり改訂しました。

「学習指導要領解説」は、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するため、文部科学省が作成しているものです。本改訂の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、今後、各学校における地球環境問題に関する指導に当たっては、改訂後の「学習指導要領解説」を十分参照の上、その趣旨を踏まえ、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び城内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、本改訂の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいいただきますようお願いいたします。

ESD推進ネットワークの整備

経緯：ESD国内実施計画に基づき、文部科学省と環境省が共同で2016年度にESD活動支援センター(全国センター)を、2017年度に8箇所の地方ESD活動支援センター(地方センター)を開設。

体制：ESD活動支援センター、地方ESD活動支援センター、地域ESD推進拠点、ESD活動支援企画運営委員会で構成。

機能：①ESD活動を支援する情報共有機能、②現場のニーズを反映したESD活動の支援機能、③ESD活動のネットワーク形成、ESD実践の学びあいの場の促進機能、④人材育成機能



学 習 者

学校、地域、職場などでESDに取り組んでいる多様な実践主体
(ESD活動現場)

ESDに取り組もうとしている多様な主体
(潜在的な活動主体)

地域ESD活動推進拠点
(地域ESD拠点) **151拠点**
(2021年11月現在)

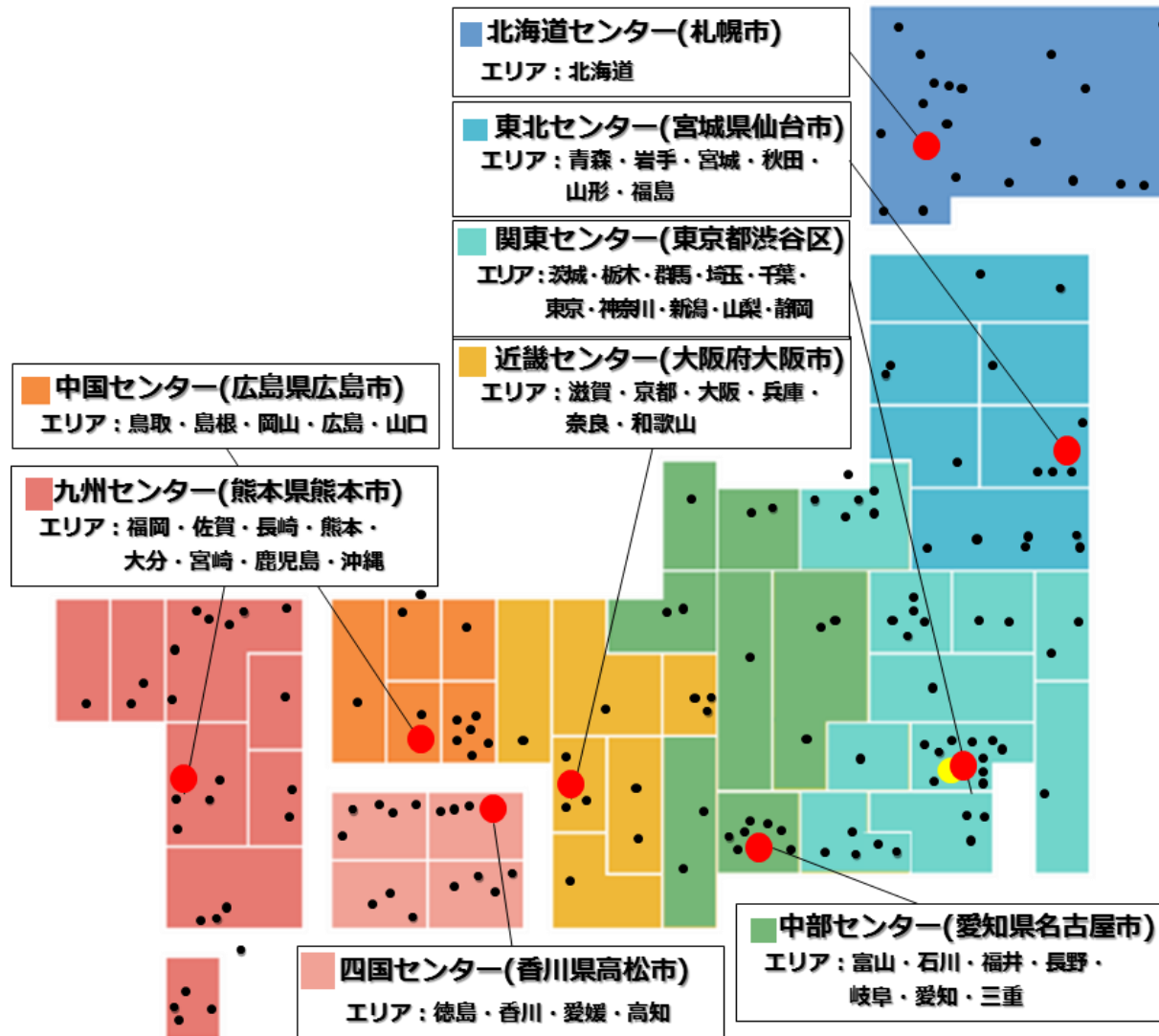
協力組織・団体 **37か所**

ESD活動支援センター
地方センター
(全国 **8か所**)
+
全国センター

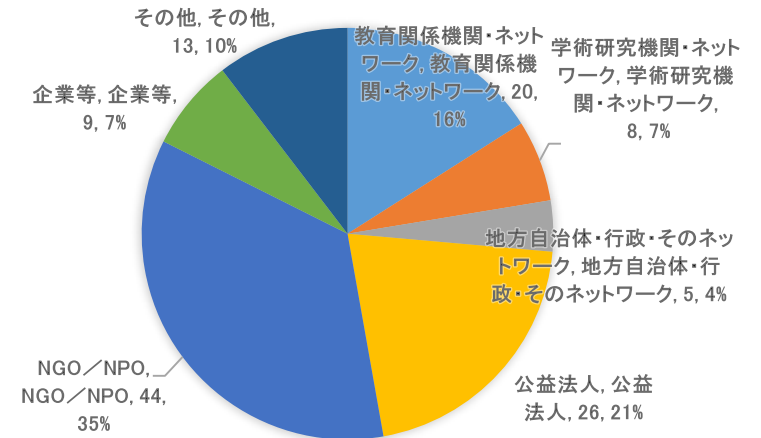


ESD推進ネットワーク

- **全国センター**(東京都) ● **地方ESD活動支援センター**(地方8か所)
- **地域ESD拠点** : **151地点**(2021年11月現在)



<地域ESD拠点の種別>(R2.6時点)



<地域ESD拠点の例>

- **教育関係機関・ネットワーク**
 - ☞ ユネスコスクール、教育委員会、社会教育施設、環境教育施設 等
- **学術・研究機関・ネットワーク**
 - ☞ 大学 等
- **地方自治体・行政・ネットワーク**
 - ☞ 勝山市、鹿島市建設環境部ラムサール条約推進室 等
- **公益法人**
 - ☞ 公益財団法人キープ協会、公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金 等
- **NGO/NPO**
 - ☞ NPO法人隠岐しぜんむら、NPO法人エコプランふくい 等
- **企業等**
 - ☞ サンデンフォレスト、キヤノンテクノパーク、花王エコラボミュージアム 等
- **その他**
 - ☞ ESDコンソーシアム、国連大学RCE地域拠点 等

全国・地方ESD活動支援センターの活動

項目		概要															
拠点の発掘、登録		<p>様々な活動主体の情報収集、拠点候補の探索 訪問、案内、依頼</p> <p>地域ESD活動拠点数の推移 ※令和元年度には全都道府県で拠点登録。▶</p> <table border="1"> <caption>都道府県分布率</caption> <thead> <tr> <th>拠点</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分布率</td> <td>29%</td> <td>78%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>25</td> <td>72</td> <td>116</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table>	拠点	H29	H30	R元	R2	分布率	29%	78%	100%	100%	拠点数	25	72	116	139
拠点	H29	H30	R元	R2													
分布率	29%	78%	100%	100%													
拠点数	25	72	116	139													
ネット ワー ク 活 動	情報の収集・提供	<p>ウェブサイトやメルマガ等で情報発信・共有 ※情報項目 最新情報、関連データ・書籍の所在、 政策動向、モデル事例・プログラム例の提供、 助成情報、教材・体験機会の案内、 表彰等募集情報、イベント案内</p> <p>地方ESDセンターウェブサイトアクセス数 ▶</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス数</td> <td>0</td> <td>36,871</td> <td>60,176</td> <td>68,813</td> </tr> </tbody> </table>	拠点	H29	H30	R1	R2	アクセス数	0	36,871	60,176	68,813					
	拠点	H29	H30	R1	R2												
	アクセス数	0	36,871	60,176	68,813												
ESD実施支援	<p>企画助言、講師等紹介、教材紹介、 モデル事例案内、その他相談対応</p> <p>地方ESDセンターへの相談件数 ▶</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>0</td> <td>283</td> <td>359</td> <td>411</td> </tr> </tbody> </table>	拠点	H29	H30	R1	R2	相談件数	0	283	359	411						
拠点	H29	H30	R1	R2													
相談件数	0	283	359	411													
学びあい ネットワーク形成/連携促進 人材育成	<p>対話の場作り（フォーラム開催、セミナー・ ワークショップ等実施支援）</p> <p>地方センターが関与する 対話の場づくり実施数 ▶</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施数</td> <td>60</td> <td>228</td> <td>358</td> <td>489</td> </tr> </tbody> </table> <p>(グラフ：地方ESDセンターへの聞き取り調査より)</p>	拠点	H29	H30	R1	R2	実施数	60	228	358	489						
拠点	H29	H30	R1	R2													
実施数	60	228	358	489													
ネットワークの方向性の検討	企画運営委員会の開催（ネットワーク活動への助言や評価）																

ESD学び合いプロジェクトの始動

2021年5月に策定された第2期ESD国内実施計画に位置付けられた「テーマ別の学び合いの仕組み」であり、実施を通してESD活動の高度化を図る。

特定のテーマや課題に関心を有する様々な主体が地域を越えて参加し、相互の学び合いや実践活動を通して各主体の活動の向上を図るとともに、得られた知見を活かし同様の取り組みを全国に広めていく。

全国8カ所の地方ESD活動支援センターが、地域の課題や各センターの強みを考慮してテーマを設定し、プロジェクトを運営。テーマ・目的に沿って、メンバー同士の勉強会やESD活動を企画・実践。

(テーマ)

北海道：気候教育の確立・普及に向けた情報共有・対話の促進

東北：地域の素材から考える「ESD/SDGs教育の可能性」

関東：自然体験を通じて、生活に関わるSDGsを学ぶ

中部：ローカルSDGsのためのESDの社会実装

近畿：脱炭素型ライフスタイルを促すESD学習プログラムの向上

中国：脱炭素社会の実現に向けた学校のエネルギーマネジメント

四国：消費者教育の推進と社会変容～ジェンダーの視点エネルギーシフトの視点～

九州：SDGsを活用した中学校でのキャリア教育支援



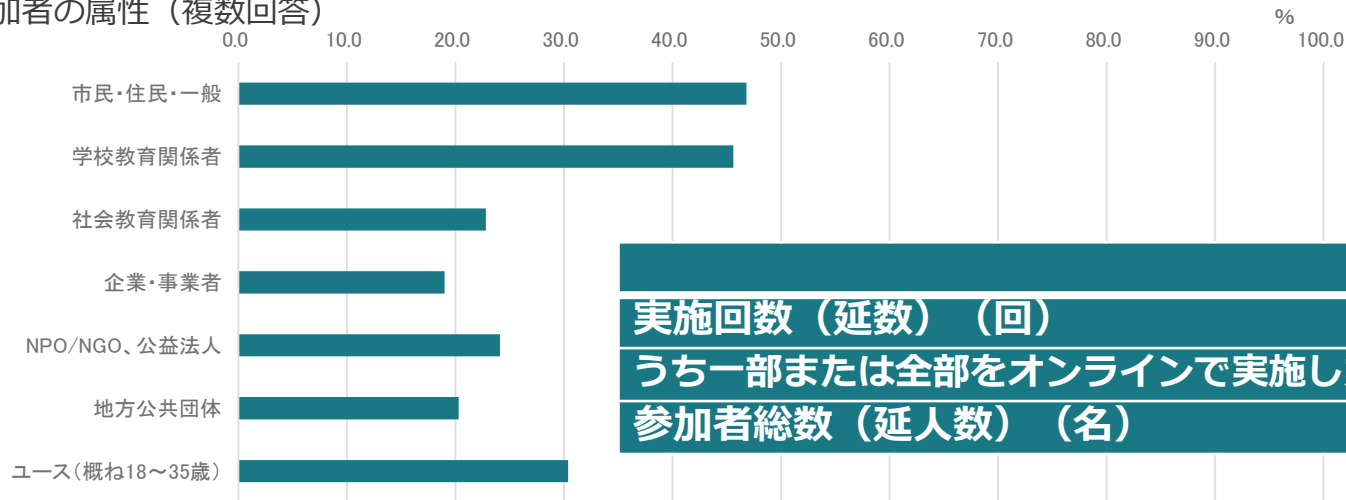
午後のセッションで結果報告・得られた知見の共有

成果

地域ESD拠点によるESDの普及（自主事業）

ESD実践者養成を目的とした研修・交流の開催実績（令和元年度）

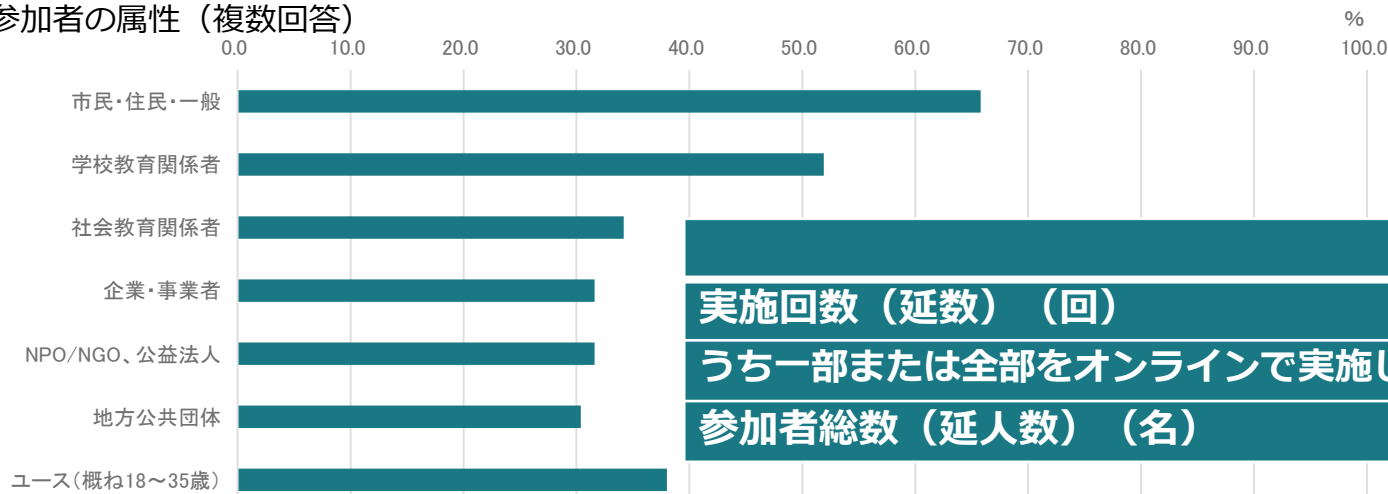
参加者の属性（複数回答）



	合計	平均
実施回数（延数）（回）	449	5.7
うち一部または全部をオンラインで実施した回数（延数）（回）	10	0.1
参加者総数（延人数）（名）	20,125	254.7

ESD/SDGsの普及を主な目的とした催し・プログラムの実績

参加者の属性（複数回答）

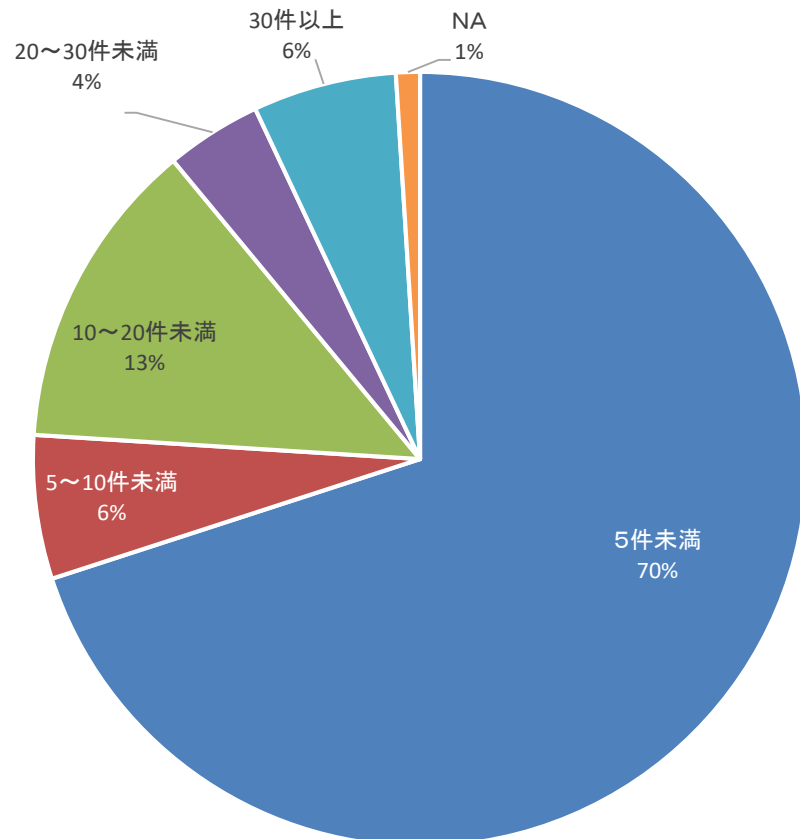


	合計	平均
実施回数（延数）（回）	162	2.1
うち一部または全部をオンラインで実施した回数（延数）（回）	91	1.2
参加者総数（延人数）（名）	12,754	161.4

成果

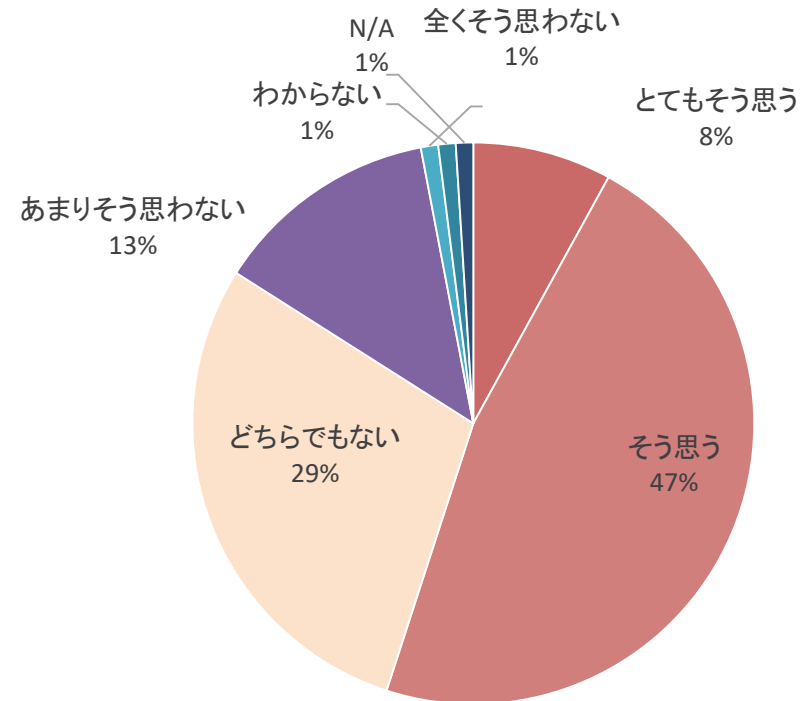
地域ESD拠点は、連携活動を展開

地域ESD拠点が複数のステークホルダーと連携または協働して実施・支援したESD活動件数(令和元年度)



※5ヶ所以上と連携又は協働で実施・支援した拠点の割合 29%

近隣地域で地域課題への取組や、教育・学びにESD(SDGs達成の担い手育成)を取り入れる例が増えていると思う地域ESD拠点の割合



※とてもそう思う+そう思う 55%
(2018年度結果 42%)